

身近で手軽な大衆娯楽

パチンコ・パチスロ

○健全営業大会・各支部研修会の開催

○行政講話  
山形県警察本部

山形県遊協

発行所 山形県遊技業協同組合 〒990-0057 山形市宮町5-10-19 電話023-615-6922 FAX023-615-6923  
Eメール yamagata@zennichiuren.or.jp HP http://www.yamagatayukyo.jp/

各支部健全営業大会  
10月2日～16日



写真 上段 10月12日山形支部 中段 10月16日置賜支部 下段 10月11日最北支部

今年、健全営業大会・各支部研修会は、本年1月警察庁山田保安課長の講話の7つ目の「広告宣伝等の健全化の徹底」について、具体的な「射幸心をそよめるものや、くぎを開くなどの違法行為の告知、隠語を用いた規制の目をかい取縮を徹底する内容の法行為の悪質な事案について、指導・高めるために企画したものである。

警察行政講話

講師 山形県警察本部生活安全企画課 調査官 渡部健夫氏  
演題 パチンコ営業における広告宣伝規制について

只今、ご紹介に預かりました。生活安全企画課の渡部です。皆様には、日頃より警察行政の各般にわたり御理解と御協力をいただきありがとうございます。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。また、先月は、来る11月に開催されます「第21回全国農業担い手サミットinやまがた」に伴い、警察検査及び各種申請をサミット期間以外の日程にさせていただきますよう組合を通じてお願い申し上げます。この場をお借りしてあらためて御協力をお願い申し上げます。さて、本日は、皆様の貴重な時間を頂戴しまして、「パチンコ営業における共通認識のもとに、適正な広告宣伝による健全営業に努めていただければと思います。」

第1 広告宣伝規制の背景と変遷

1 平成8年 パチンコ店駐車場における児童の車内放置死亡事件等のパチンコ店のめり込みが社会問題化したことを踏まえ、業界としてパチンコ連チャン機を社会的に不適合機として約70万台を自主撤去。

2 平成8年以降 パチンコ連チャン機撤去に伴いパチスロ高設定告知などの広告宣伝が徐々に過熱化。

このように、パチンコ連チャン機の撤去に伴い、パチンコ店では遊技客獲得のために、射幸性が高く、後に爆裂機として問題となるパチスロの高設定を告知する広告宣伝を過熱化させて行った。また、この時点では、パチンコ営業に係る広告宣伝については明確な規制はなく、「射幸性の抑制」の観点から、行き過ぎた広告宣伝に規制が入ることになった。

3 平成13年9月 警察庁が風営法の解釈及び運用の基準を示した「解釈運用基準」を制定し、「法第16条の広告宣伝規制」の対象とする射幸心をそよめるおそれのある広告・宣伝が該当することを明記した。

まずは、平成13年9月に「解釈運用基準」において、著しく射幸心をそよめるおそれがある広告宣伝が法令違反となることを明文化した。解釈運用基準は、警察庁のホームページからも確認ができるので、警察内部に留まらない公の情報となっている。なお、法第16条の条文と解釈運用基準の規程は、次のとおり。

・法第16条 風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。

・解釈運用基準 視覚に訴える広告・宣伝にあつては、遊技盤上の遊技くぎの操作による遊技球のサービス等著しく射幸心をそよめるおそれのある行為が行われていることを表すもの等が規制の対象となる。聴覚に訴える広告・宣伝にあつては、著しく射幸心をそよめるおそれのある場合等が規制の対象となる。

このように、解釈運用基準において、音声も規制対象となることを明文化している。

次に、平成14年10月に、警察庁より広告宣伝の取締りが指示された。

平成14年10月 警察庁が「ぱちんこ屋等における広告及び宣伝等に係る風営法違反の取締りについて」の通達を发出。

「法第16条の広告宣伝規制」のほか、「法第12条の構造及び設備の維持義務」の規制対象に、営業所において写真、広告物等の設備が著しく射幸心をそよめるおそれがあるもの、あるいは風営法違反の疑いがある行為を行っていることをうかがわせるもの、当該行為を明記し、違反に該当する表示例を明記。

法第12条の条文は、次のとおり。要は、外部には出ない営業所内の広告物も規制の対象。

・法第12条 風俗営業者は、営業所の構造及び設備を、第4条第2項第1号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

・施行規則第7条(構造及び設備の技術上の基準) 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。

さらに、平成14年通達では、違反の種類及び表示例を示して、漠然としていた「著しく射幸心をそよめるおそれがある広告宣伝」の明確化を図った。

違反類型と表示例は、次のとおり。  
違反類型は、①、②、③、④、⑤の5類型。  
②の違反類型は、従来行われていたパチスロの高設定告知は、広告宣伝違反となる。

「広告宣伝規制」・「構造及び設備の維持義務」違反に該当する表示例

① 入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせる表示

(例) 甘釘、天国調整。モーニングサービス、イブニングサービス

② 大当たり確率の設定変更が可能な遊技機について設定状況を示す表示

(例) 設定〇大量投入、朝一高確率スタート 賞品買取り行為への関与をうかがわせる表示

③ (例) 〇円交換、等価交換、高価交換、完全等価

④ 遊技客が獲得した遊技球等数を示し、これに付随して景品買取り所における買取り価格等を直接的又は間接的に示す表示

(例) 出玉ランキング表等にそれぞれの出玉に応じた景品買取り所における買取り価格等を表す示すもの  
著しく多くの遊技球等の獲得が容易であること  
を示す表示

(例) 大放し〇万枚、万枚オーバー、玉箱を重ねるなど著しく多くの遊技球を獲得した状況等を撮影した写真



3 大当たり確率の設定変更が可能な遊技機について設定状況等をうかがわせる表示  
 (1) 店内広告において、「目指すは勝利の金メダル」と表示  
 (2) 「金メダル」の表示は、高設定における大当たり確率のみを強調した表示として、警察庁通達の例示において広告宣伝違反となっていない。

(2) 店内放送において、「本日、パチスロ北斗の拳は、全台設定6」と放送  
 (3) 開店時間告知の新聞折込広告において、「ガールズ&パンツァー全6 台設置中」と表示  
 (4) 新台入替の新聞折込広告において、「バジリスクのイラストのみ表示」と表示

(2)(3)(4)いずれもパチスロの高設定をうかがわせる表示として指導している。  
 先ほど解説運用基準で、聴覚に訴える広告・宣伝も規制対象となること。店内放送も規制の対象となる。  
 台設置の事実の告知にあっても、特定機種のカラクターのみ掲載する。文章の行を変え、文字のポイントを変える、文字又はカラクターの配色を変えるなどの手法により、高設定をうかがわせる場合は規制の対象となる。

(5) 店員が「水曜 Aタイプ 沖スロ GOGO C HANCE」と表示されたブラカードを持って店内を歩いて広告  
 (5)は、特定の日に特定の機種の高設定をうかがわせる表示として指導している。  
 プラカードであっても当然に規制の対象。

4 著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることをうかがわせる表示  
 (1) ホームページ及び会員メールの取材告知において、玉箱を積み上げた写真を掲載  
 (1)の玉箱を積み上げた表示は、著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることをうかがわせる表示として、警察庁通達の例示において広告宣伝違反となっている。  
 ホームページ及び会員メールも同様に規制対象なので十分注意すること。

違反事例を見て分かる通り、新聞折込広告のほか、店内広告、店内放送、店内ブラカード、会員ダイレクトメール、ホームページ、ブログ、会員メール、会員ライオンなど、いかなる媒体でも規制の対象となる。  
 また、事実の告知であっても、行を変える、ポイントを変える、配色を変えるなどの手法により、特定の日の特定の機種をアピールした場合は、広告宣伝違反となるので十分注意すること。

### 第3 広告宣伝違反の行政処分

次に、第3「広告宣伝違反の行政処分」について  
 法令違反に対する処分には、罰金などの罰則を課す刑事処分、法令遵守を促すための行政処分の2つがある。  
 第16条「広告宣伝規制」違反には、罰則がないので行政処分について説明する。

法第12条「構造及び設備の維持義務」違反及び法第16条「広告宣伝規制」違反は指示処分の対象となり、指示処分に違反した場合は営業停止処分となる。  
 指示内容及び指示に違反した場合の営業停止期間は次表のとおり。  
 なお、営業停止期間の基準期間とは、標準となる停止期間であり、処分を軽減すべき事由又は処分を加重すべき事由がある場合は、次表の範囲内で決定することとなる。

区分	構造及び設備維持義務違反	指示内容及び指示に違反
指示内容	営業所に著しく射幸心をそそるおそれがある行為が行われている内容を表示する	著しく射幸心をそそるおそれがある行為が行われている内容を表示しないこと
指示に違反した場合の営業停止期間	20日以上6月以下 基準期間40日	40日以上6月以下 基準期間3月

### 第4 全国の広告宣伝違反による営業停止事例

次に、第4「全国の広告宣伝違反による営業停止事例」について  
 全国の主な営業停止事例は次表のとおり。

広告宣伝違反内容	営業停止期間
営業所内に、「4週連続 人気ライター来店」11/6(金) 11/13(金) 11/20(金) 11/27(金)とライターイベント告知広告の文字等を金色又は輝いて見えるように装飾して掲出した。 営業所敷地外周に「CR牙狼金色になれ」の導入から1周年」と表記したのぼり旗を掲出した。	30日間
営業所内に、「12月9日(金)ジャグラー総力取材」12月5日 11日 慶次ウィーク取材」と表示した広告物を出した。	30日間
営業所内に、「輝くジャグラーコーナーをお楽しみ下さい」の文言とともに「GOGO! CHANCE」の告知ランプの絵柄を殊更に散りばめて強調した広告物を掲出した。	20日間

事例を見て、この程度の違反でと思われるが、警告、指示処分の上での広告宣伝違反であれば、納得しただけと思う。  
 営業所内の広告宣伝違反では、構造及設備維持義務違反として20日以上の営業停止となり、営業上大きな損失となる。  
 一時の収益で20日間以上の収益を失うとすれば、どれだけ法令違反のリスクが大きいことを認識していただきたい。

### 第5 広告宣伝のチェックポイント

次に、第5「広告宣伝のチェックポイント」について  
 広告宣伝違反とならないための自主点検チェックポイントは、次表のとおり。  
 なお、チェックポイントは主なものであることから、その他の観点から疑わしいと思われる場合は改めること。

告知区分	チェックポイント
新台入替告知 開店時間告知	・特定の遊技機のキャラクターのみ掲載し、特定の遊技機を誇張していない ・特定の日、特定の遊技機を誇張する色となっていないか ・設定をうかがわせる表示となっていないか
タレント来店告知 取材告知	・特定の機種と関連付けられるタレント・取材ではないか
新装開店告知	・あいまいな表現により出玉イベント連想させる表示となっていないか
その他	・ホームページ、ブログ、会員メール ・会員ラインにおいて、特定の日、特定の遊技機を殊更にアピールして、出玉イベントを連想させていないか

明日以降、皆様が広告宣伝を企画される場合は、このチェックポイントで確認しながら、胸に手をあてて、やましいことはないかを自問自答しながら原案を作成していただきたい。

### 第6 他県の広告宣伝規制の動向

次に、第6「他県の広告宣伝規制の動向」について



山形支部



庄内支部

他県においては、来店イベントの広告宣伝を禁止する動きが続いている。これは、来店イベントそのものを禁止しているのではなく、特定の日又は特定の機種に付随して行われる来店イベントの広告宣伝が目に余る。県警の行政指導又は自主的に禁止に踏み切っている。

平成29年4月宮城県警の規制内容は、雑誌取材、ライター、芸能人、有名人等の来店広告は一切禁止。来店イベント時における事実告知程度の店内アナウンスは可。(県警の行政指導)

宮城県警の指導は、「全国的に来店告知を規制する傾向を踏まえ、元来、取材などは告知する性質のものではなく、「近日来店予定」などの告知は、殊更に特定の日や出玉イベントを連想させ、著しく射幸心をそそる行為に抵触する可能性が極めて高い」といった判断によるもの。

平成29年10月佐賀県警の規制内容は、雑誌取材、ライター、芸能人、有名人等の来店広告は月2回以内(組合自主規制)佐賀県警の自主規制は、佐賀県警が組合に対し、一部のホールが連日ライターイベント告知を行っていることを踏まえ、健全な範囲で広告宣伝を行うよう組合としての対応を要請したことによるもの。

平成30年7月北海道旭川方面の規制内容は、雑誌取材、ライター、芸能人、有名人等の来店広告は一切禁止(組合自主規制)

旭川方面の自主規制は、組合員からのライターイベント告知はやめるべきではないかとの問題提起を受けて、ライターイベント告知は風営法第16条の広告宣伝規制に違反するとの判断のもとに自主規制に踏み切った。

平成30年8月岡山県の規制内容は、特定の日、過去のイベント日と関連づけられることから同一チェーンの複数店舗の新台入替告知は禁止(組合自主規制)、雑誌取材、ライター、芸能人、有名人等の来店広告は一切禁止(組合自主規制)

なお、岡山県遊協の通知では、自主規制の通知とあわせて、出玉イベントやそれに伴う告知はイベント会社が行っているだけでいいという訳は通用せず、最終責任はホールにあると注意書きが添えられている。平成30年8月愛媛県警の規制内容は、雑誌取材、ライター、芸能人、有名人等の来店広告は一切禁止。来店イベント時における事実告知程度の店内アナウンスは可。(県警の行政指導)

本県においても、このような自体にならないように、先ほどのチェックポイントに照らして広告宣伝を行うこと。なお、来店イベントは、例え、雑誌取材などのパチンコ店以外の企画によるものであっても、広告宣伝違反は、パチンコ店が指導を受けることになるので、誤りの無いように認識すること。

### 第7 警察の今後の対応

最後に、広告宣伝違反等に対する警察の今後の対応について。まずは、広告宣伝違反に対する対応について

1 広告宣伝違反  
警告が重なる営業所、又は悪質な広告宣伝違反は指示処分を検討する。指示処分を受けて、ふたたび広告宣伝違反をした場合は、指示処分違反として営業停止処分を検討する。

本県においても、現在のところ、最初の広告宣伝違反は、指導警告のみで行政処分となる指示処分は行っていないが、今後は一発指示処分もあり得る。そして、指示処分から概ね3月以内を目処に再び違反をした場合は、営業停止となるので、違反の無いように。この業界は、皆が平等であるので、ルールを守ると承知している。警察としては、ルールを守らないパチンコ店は、厳正に対処するというところで、ルールを守っていただきたい。

次に不正通報に基づく立入検査の対応について

2 新たな確認ツールの提示に基づく検査の実施

(1) 新たな確認ツールの提示に基づく検査の実施  
されたパチンコ機の取扱説明書には、検定機として平成28年4月以降に新台販売されたパチンコ機が添付され、平成29年4月以降に新台販売されたパチンコ機には、釘の目視確認ツールとして「釘確認シート」が添付されている。よって、PSIO(遊技産業不正対策情報機構)等からの不正通報に基づく立入検査の際は、「設計値一覧」、「ホールコンピュータデータ」及び「釘確認シート」の提示を受けて検査させていただく。

従来の不正通報に基づく立入検査は、ROMチェッカー及びページ棒による検査が主流であったが、平成28年4月以降のパチンコ機については、新たな確認ツールが出てきました。不正通報があったパチンコ機の「設計値一覧」及び「ホールコンピュータデータ」の提示を受けて、設置されているパチンコ機のベース値が「設計値一覧」とおりであるかを確認させていただく。「釘確認シート」の提示を受けて、釘に異常がないかを確認させていただく。

### パブリックコメント中 意見提出のお願い

- 1 意見を募集する案件  
受動喫煙防止対策に係る条例の考え方について
- 2 意見の募集期間  
平成30年11月14日(水)まで
- 3 パブリックコメント  
今回山形県の条例案では屋内禁煙について、「喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室を設けないよう努めるものとする」との内容で、当業界では受け入れがたいものとなっている。  
一方、法律はホールには原則屋内禁煙としているが、喫煙専用室設置可、経過措置としての加熱式たばこ専用室可(当該場所は遊技可)と規定している。  
したがって、山形県の条例案は法律から大きく逸脱している。  
助成制度(上限額100万円)についても併せて要望。  
組合員・ホールの皆様にあつては、是非助成制度についても併せて下記に郵送、送信等で県当局へ意見を述べていただきたい。  
郵送の場合 〒990-8570 山形市松波2丁目8-1  
山形県健康福祉部健康づくり推進課  
FAXの場合 FAX番号: 023-630-2271  
電子メール 県ホームページトップ左側の「目的でさがす」⇒「パブリックコメント」⇒「現在ご意見を募集中のもの」⇒「受動喫煙防止対策に係る条例の考え方」についての意見募集 担当課: 健康づくり推進課、担当健康づくり担当E-Mail: お問合せはこちら

(2) 立入検査の法的根拠  
法第37条第1項  
公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。  
法第37条第2項  
警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に立ち入ることができる。  
○風俗営業の営業所  
本日は、「パチンコ営業における広告宣伝規制」についてお話をさせていただいた。  
皆様の根本の疑問として、「なぜ、これほどまでにパチンコ店が広告宣伝規制を受けるのか」という疑問があるかと思うが、その答えは、風営法の目的が「射幸性の抑制」であり、「射幸性の抑制」がギャンブルと区別する生命線だからである。  
本日の研修会を機に、適正な広告宣伝による健全営業に努めていただきたいと思います。  
御静聴ありがとうございました。